

2024 年度 小樽商科大学
高等教育の修学支援新制度 申込のしおり
(日本学生支援機構給付奨学金 (家計急変採用)
+授業料免除)

《目次》

I. 「高等教育の修学支援新制度」の概要	・・・・・・・・ 2 ページ
II. 支援要件	・・・・・・・・ 3 ページ
III. 支援内容（給付奨学金・入学料免除・授業料免除）	・・・・・・・・ 4 ページ
IV. 授業料免除結果の通知について	・・・・・・・・ 5 ページ
V. 申込手順等	・・・・・・・・ 6 ページ
VI. 採用決定後	・・・・・・・・ 8 ページ

— 注意事項 —

◆ **授業料の支払いについて**

修学支援新制度に基づく授業料免除等申請者は、審査結果の通知を受けるまで授業料の支払いが猶予されます。したがって、その間、授業料を支払わないでください。

※授業料免除等申請者については、5月25日、11月25日の授業料の口座引き落としを行いません。

※授業料支払い後に家計急変による採用が決定した場合は、減免実施額を金額を後から還付します。

◆ **大学からの連絡について**

受付後に書類不備や確認が必要な事項が判明した場合、CampusSquare に登録している連絡先へ、追加で書類の提出等を指示することがあります。そのため CampusSquare には常に最新の連絡先情報を登録いただくようお願いいたします。

また、以下の連絡先を事前に登録し、大学からの連絡には、速やかに対応してください
(学生支援課学生支援係)

TEL : 0134-27-5245 E-Mail : g-shien@office.otaru-uc.ac.jp

受付後であっても、追加で指示された書類を指定された期限までに提出しなかった場合や大学からの連絡に応じなかった場合は、書類不備として審査の対象から除外します。

また、提出書類の記載内容等が事実と異なることが判明した場合、免除の許可を取り消すこととなりますので十分注意してください。

※懲戒処分等の対象となる場合があります。

I. 「高等教育の修学支援新制度」の概要

- ・ 小樽商科大学では、2020年4月から、文部科学省の「高等教育の修学支援新制度」に則り、入学料免除・授業料免除を行っています。
- ・ 本制度は、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生を対象に給付奨学金と併せて、入学料・授業料減免を受けることができる仕組みとなっています。
- ・ 修学支援新制度による授業料免除を受けるためには、日本学生支援機構の給付奨学金に申込みをして給付奨学生に採用される必要があり、給付奨学生の支援区分に従い、入学料・授業料が免除されます。
- ・ よって、入学料免除・授業料免除を受けるためには必ず日本学生支援機構給付奨学金へ申込み、給付奨学生になる必要があります。


【修学支援新制度に基づく入学料・授業料免除のしくみ(2020年4月～)】

高等教育の修学支援新制度

2020年4月から新しい給付奨学金・授業料等減免制度がスタート!


対象になる学校は?

一定の要件を満たすことを国等が確認した
大学、短期大学、高等専門学校(4年・5年)、専門学校
に通う学生が支援を受けられます。



世帯収入によって支援を受けられる額が変わるの?

世帯収入に応じた4段階の基準で支援額が決まります。
4人家族(本人18歳)・父(給与所得者)・母(無収入)・中学生)で、
本人がアパートなど自宅以外から私立大学に通う場合の支援額(年額)




※支援額は単位未満を四捨五入しています。


※1) 年収目安はあくまでも一例です。兄弟姉妹の数や年齢等の世帯構成などで異なります。
※2) 多子世帯は扶養する子供が3人以上いる世帯となります。

どんな学生が対象になるの?

要件を満たす学生全員が支援を受けられます。



世帯収入や資産の要件
を満たしていること
(住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯)



進学先で学ぶ意欲が
ある学生であること
(成績だけで判断せず、レポートなどで学ぶ意欲を確認)

将来、社会で自立し、活躍できるよう、しっかりと勉学に励むことが大切です

給付型奨学金の支給額は?

第Ⅰ区分(住民税非課税世帯)の場合は、下記の額が支給されます。
(第Ⅱ区分、第Ⅲ区分の場合は、それぞれ第Ⅰ区分の額の2/3、1/3)

区分		住民税非課税世帯(第Ⅰ区分)の額(年額)	
		自宅通学	自宅外通学
大学・短期大学・専門学校	国公立	35万円	80万円
	私立	46万円	91万円
高等専門学校	国公立	21万円	41万円
	私立	32万円	52万円

※支給額は単位未満を四捨五入しています。

授業料・入学金のサポートは?

給付型奨学金の対象者は、授業料と入学金の減免を受けることができます。
(第Ⅱ区分、第Ⅲ区分の場合は、それぞれ第Ⅰ区分の額の2/3、1/3)

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	28万円	54万円	26万円	70万円
短期大学	17万円	39万円	25万円	62万円
高等専門学校	8万円	23万円	13万円	70万円
専門学校	7万円	17万円	16万円	59万円

※上限額は単位未満を四捨五入しています。

Ⅱ. 支援要件

本学に在学している人で、以下の(1)から(4)のいずれにも該当する人が支援対象となります。

(1) 家計急変の事由

日本学生支援機構 **2024 年度**在学者用 給付奨学金案内（家計急変採用）（以下、「案内」という）の**6～7 ページ**にある A～E の事由に該当し、対応する証明書類を提出できる場合のみ、家計急変採用に申込みができます。**家計急変の事由が発生したときから、原則として 3 か月以内に申し込む必要があります。**学生本人の病気など、やむを得ない事由により大学に来ることができず 3 か月以内に申込みできない場合はご相談ください。

※既に給付奨学生である場合も、その後家計が急変したときは申し込むことができます。「案内」の冊子と「家計急変により支援区分の変更を希望する給付奨学生の皆さんへ」（日本学生支援機構 HP に掲載）を確認の上、手続きをしてください。

(2) 大学等への入学時期等に関する要件

詳細については、「案内」 **8～9 ページ**をご確認ください。

(3) 学業成績等に係る基準（詳細は「案内」 **10 ページ**をご確認ください）

在籍年数	学業成績に係る基準
入学後 1 年 を経過して いない人 （主に 1 年 次・編入生）	次の①～③のいずれかに該当すること。 ① 高等学校等における評定平均値が 3.5 以上であること、又は、入学者選抜試験の成績が入学者の上位 1/2 の範囲に属すること ② 高等学校卒業程度認定試験の合格者であること ③ 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること
入学後 1 年 以上を経過 した人 （主に 2 年 次以上）	次の①、②のいずれかに該当すること。 ① GPA（平均成績）等が在学する学部等における上位 1/2 の範囲に属すること ② 修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること ※ 採用基準となる GPA、修得単位数はともに「入学時から前年度（前学年）末までの累積」によって判定されます。 ※ 標準単位数以上でないことについて、災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められる場合には、修得単位数が標準単位数未満であっても、学修意欲を有することが確認できればこの基準を満たすこととなります。

(4) 家計に係る基準（詳細は「案内」11～13 ページをご確認ください）

あなたと生計維持者が、次の「収入基準」及び「資産基準」のいずれにも該当する必要があります。

○支援区分と収入基準

支援区分	収入基準
第Ⅰ区分	あなたと生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること
第Ⅱ区分	あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が100円以上25,600円未満であること
第Ⅲ区分	〃 の支給額算定基準額の合計が25,600円以上51,300円未満であること
第Ⅳ区分	〃 の支給額算定基準額の合計が51,300円以上154,500円未満であること

○資産基準

生計維持者の人数	基準額（あなたと生計維持者の資産額の合計）
2人の場合	2,000万円未満
1人の場合	1,250万円未満

修学支援新制度での支援を希望する方は、世帯の年収等に基づき、授業料の減免及び給付奨学金を受けることができるかどうかの目安を日本学生支援機構のホームページにある「進学資金シミュレーター」により、予め調べることができます。

(4) 在留資格等に関する要件（日本国籍でない場合）

外国籍の人は、在留資格等によっては申込みできません。詳細は、「案内」15 ページをご確認ください。

Ⅲ. 支援内容（給付奨学金・入学料免除・授業料免除）

支援区分	給付奨学金（月額）		入学料免除・ 授業料免除
	自宅通学	自宅外通学	
第Ⅰ区分	29,200円（33,300円）	66,700円	全額免除
第Ⅱ区分	19,500円（22,200円）	44,500円	3分の2免除
第Ⅲ区分	9,800円（11,100円）	22,300円	3分の1免除
第Ⅳ区分	7,300円（8,400円）	16,700円	4分の1免除
支援区分なし （停止）・廃止	支援なし		減免なし

・生活保護（扶助の種類を問いません）を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要としている人で児童養護施設等から通学し、「自宅通学」の扱いの人は、上表のカッコ内の金額となります。

・新たに給付奨学金に申し込む場合、既に自宅外通学している者であっても、最初は自宅通学の月額で支給されます。給付奨学生採用後にあらためて自宅外通学に係る変更届及び書

類を提出し、日本学生支援機構にて審査が完了した場合は、およそ3か月後を目安に月額変更されます。(月額変更開始月は、振込額が「当月分」+「これまでの差額」となります。)

・日本学生支援機構給付奨学金を受けている人が併せて第一種奨学金の貸与を受ける場合、給付奨学金の支援区分に応じて第一種奨学金の貸与月額が調整されます。

この場合、貸与奨学金の申込時に選択した貸与月額から減額又は増額(併給調整といいます)されることがあるので注意してください。

詳細については、「案内」の [19 ページ](#) をご確認ください。

・日本学生支援機構給付奨学金の支援区分と授業料減免額が連動していますので、給付奨学金受給者に対して実施される適格認定(家計・学業成績等)※により支援区分が変更した場合は、授業料の減免額も併せて変動します。

※「適格認定」は後述の「VI. 採用決定後」に内容を掲載しています。

IV. 授業料免除結果の通知について

・後日、修学支援新制度に基づく授業料免除の審査結果を授業料関係通知送付先(本人又は保護者)に書面で通知します。

・授業料支払い後に家計急変による採用が決定した場合は、減免実施額(「全額免除」となった者は授業料全額)を後から還付します。

審査の結果、「不許可」となった者を除き、還付額及び支払日を審査結果と併せて書面で通知します。

・授業料支払い前に家計急変による採用が決定した場合は、免除とならなかった授業料の残りの額(「不許可」となった者は授業料全額)を結果通知に記載された期日までに納付しなければなりません。

審査の結果、「全額免除」となった者を除き、コンビニエンスストア専用払込取扱票を審査結果と併せて郵送します。

V. 申込手順等

○申込みの流れ（「案内」21 ページ以降の記載とは一部異なり、本学独自の流れがありますのでご注意ください。）

- (1) 「給付奨学金（家計急変採用）確認事項提出書」の作成
- (2) 申込関係書類の受取、「授業料等減免申請書（A 様式 1）」「給付奨学金確認書」等の作成
- (3) 「スカラネット入力下書き用紙」の記入、提出書類の準備
- (4) 申込書類を大学へ提出
- (5) 大学から「識別番号（ユーザ ID・パスワード）」を受領
- (6) スカラネットでの申込入力
- (7) スカラネット入力完了
- (8) マイナンバー関係書類を専用封筒に入れ、スカラネット入力完了後 1 週間以内に、日本学生支援機構へ簡易書留で郵送

(1) 「給付奨学金（家計急変採用）確認事項提出書」の作成

「確認事項提出書」様式は日本学生支援機構 HP に掲載されています。提出書の (1) ~ (3) を記入・確認のうえ、必要書類を添えて、学生センター窓口にご相談してください。

必要書類

- ・家計急変事由に関する証明書類（「案内」6~7、22 ページをご確認ください）
- ・家計急変に該当する生計維持者の全ての収入に関する証明書（「案内」23~24 ページをご確認ください）

(2) 申込関係書類の受取、「授業料等減免申請書（A 様式 1）」「給付奨学金確認書」等の作成

- (1) の相談時に以下の書類を受け取ってください。
 - ・「授業料等減免申請書（A 様式 1）」
 - ・「日本学生支援機構 2024 年度在学者用 給付奨学金案内（家計急変採用）」（「スカラネット入力下書き用紙」及び「給付奨学金確認書」在中）
 - ・「マイナンバー提出書」のセット

「案内」の中央にある「スカラネット入力下書き用紙」に挟み込まれている「給付奨学金確認書」を、同じく巻末にある記入例を確認のうえ、本人が記入・自署してください。「マイナンバー提出書」と必要な添付書類（確認書類）の準備をしてください。給付奨学金を貸与奨学金（緊急採用・応急採用）と同時に申し込む場合であっても、本書類を必ず作成して提出しなければなりません。

※「給付奨学金確認書」には、「マイナンバー提出書」に記載の「申込 ID」を必ず記入してください。

(3) 「スカラネット入力下書き用紙」の記入、提出書類の準備

インターネットで申込みを行う際に入力が必要な情報をあらかじめ「スカラネット入力

下書き用紙」に鉛筆で記入し、申込みに必要な書類を準備します。また、必要書類の内訳は「案内」の22～23ページに記載しています。必要書類の取寄せには時間がかかることがあります。余裕をもって準備してください。

※スカラネット入力下書き用紙を記入する際の留意点

「③-あなたの在学情報」については以下のとおり記入してください

【(3)学部(科)名】→「商学部」

【(10)キャンパス住所】→〒047-0034 北海道小樽市緑3丁目5番21号

※記入・入力するのは自宅現住所ではありません

【(11) (実家以外から通学する場合のみ) 自宅外住所】

→「自宅外通学」となるあなたの現住所を記入・入力してください

※記入・入力するのは実家住所ではありません

(4) 申込書類を大学へ提出

以下の①～⑦の書類を、学生センター奨学金担当窓口へ、(1)の相談から1週間後を目安に提出してください。窓口で職員が書類に不備がないか、確認します。

①「授業料等減免申請書(A様式1)」

②「給付奨学金確認書」

③「給付奨学金(家計急変採用)確認事項提出書」

④「家計急変事由に関する証明書類」

⑤(事由A及びEを除く全員)「家計急変に該当する生計維持者の全ての収入に関する証明書」

⑥「スカラネット入力下書き用紙」：通帳などの口座名義人及び口座情報が記載されている部分のコピーを必ず用紙巻末に添付してください。

⑦(該当者のみ)その他、「案内」の22～23ページに記載のある6. 7. の書類

【学生センター奨学金担当窓口 受付時間】

平日 8:30～12:00、13:00～17:15

(それ以外の時間は担当者不在等により対応できないことがあります。)

(5) 大学から「識別番号(ユーザID・パスワード)」を受領

申込書類に提出時に書類不備がない場合、スカラネットによる申込み(インターネット入力)に必要な「識別番号(ユーザーID・パスワード)」をその場で交付します。同時に「スカラネット入力下書き用紙」を返却します。

(6) スカラネットでの申込入力

(5)を受けてから1週間以内に、スカラネットにより申込みを行ってください。申込みは、「スカラネット入力下書き用紙」を参照し、奨学金の給付を受けるご自身が行ってください。

スカラネットによる申込手順は、「案内」27～30 ページを参照してください。

※スカラネット申込時には、「マイナンバー提出書」に印字されている固有の「申込 ID」と「初期パスワード」の入力も必要になります。スカラネット入力が終わるまで「マイナンバー提出書」を手元に置いておくようにしてください。

下記の(8)のとおり、ご自身にてマイナンバー関係書類を日本学生支援機構へ郵送しなければなりませんので、余裕をもって入力を完了してください。

(7) スカラネット入力完了

入力完了後に表示される受付番号を「スカラネット入力下書き用紙」1 ページ目の欄に転記してください。

(8) マイナンバー関係書類を専用封筒に入れ、スカラネット入力完了後 1 週間以内に、日本学生支援機構へ簡易書留で郵送

「案内」の 31 ページ及び「マイナンバー提出書」のセットの記載事項を参照して、日本学生支援機構へ簡易書留で書類を郵送してください。

○採用・支給スケジュール

提出書類に不備がない場合は、概ね推薦の翌々月に選考結果を通知します。採用された場合は、原則スカラネット入力完了日の属する月に遡って支給を開始します。ただし、家計急変の事由が進学前に発生しており、進学後 3 か月以内に申請した場合は、進学した年月から支給を開始します。

VI. 採用決定後

採用決定後の概要は「案内」32 ページ以降を確認していただくこととなりますが、「適格認定」の内容のみ下記にも掲載いたします。採用以降も、採用者説明会や提出書類がありますので、本しおり冒頭に記載のとおり、大学からの連絡には、速やかに対応してください。

・「適格認定（家計）」

支給開始年月から 6 か月経過後、3 か月ごと（提出された収入証明書類を累加して年間所得を推算し、提出済みの収入証明書類が 12 か月以上となった後は 1 年ごと）に、収入に係る基準（「案内」11 ページ参照）による支援区分の見直しを行います。ただし、家計急変事由 A 又は事由 E で採用された場合で、生計維持者が生活保護を受給しておらず、生計維持者を申込時の者から変更していない場合は対象外であって、3 か月ごとの支援区分見直しはありません。

対象となる家計急変事由の場合は、採用後に大学から「家計急変現況届」や収入証明書類等の提出を定期的に求めることとなります。

また、1 年ごとに、奨学生が報告した資産額に基づき支援対象となるかの判定を行います（これは全ての家計急変事由による採用者が対象となります）。

確認の結果、支援区分の見直しごとに、奨学金の支給と授業料減免の支援が止まったり、奨学金支給額と授業料減免額が変わることがあります。

・「適格認定（学業成績等）」

大学により、毎年度末に給付奨学生の学業成績等の基準に関する判定が行われ、その判定結果が日本学生支援機構に報告されます。判定の結果、「廃止」（「警告」の区分に該当する学業成績に連続して該当する場合も「廃止」となります）となった場合は、奨学生としての身分を失い、奨学金の支給が打ち切られます。学業成績の基準については、「案内」[33ページ](#)の【適格認定における学業成績の基準】をご確認ください。